

介護職員処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

① 経験		② 資格		③ 評価	
職位	勤続年数	職位	資格	職位	実技試験の結果
主任	6年～	主任	事業者が指定する資格を取得	主任	班長試験でS評価
班長	3～6年	班長	介護福祉士	班長	一般試験でA評価以上
一般	～3年	一般	資格なし	一般	一般試験でB評価以下
	月給例		月給例		月給例
	36万円		36万円		36万円
	32万円		32万円		32万円
	28万円		28万円		28万円

現行の加算

新加算

※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。